

資 料

朴 宣映

韓国における表現の自由と国家統制

ソ 徐 中 村 知 子 (共訳)

・表現の自由に対する個人と国家の緊張関係

人間の言語は紀元前10万年前から存在したとされているが、公式的に個人の表現の自由と国家権力が緊張関係を形成し始めたのは、印刷技術が発明された15世紀半ば(1456年)以降だといえる。古代社会において、言語を通じた人間の情報流通は、言葉それ自体がもつ水平的機能のために民主化には役立ったが、証拠力が希薄で統制がほぼ不可能であったのみならず、交通手段の未整備によってその伝播性が弱かったため、個人と国家権力間の緊張関係をもたらすことはなかった。その後、証拠を確実に担保できるようになり、効率的な統制が可能な印刷媒体が発達して、ようやく個人と社会、個人と国家、国家と国家の間の葛藤関係が形成されはじめた。しかし印刷媒体が本格的なジャーナリズムへと変貌しはじめたのは、宗教改革と文芸復興を経て、1830年代、蒸気推進式シリンダー印刷機が発明されてからである¹⁾。

西ヨーロッパを中心に吹きはじめた産業化の熱気の中で、シリンダー印刷機はほぼ1世紀間、新聞と雑誌などの印刷媒体を通じて人間の思想と意見を自由に表現できるようにして、それはすぐさま自由民主主義のもっとも重要な原動力の一つとして位置づけられるようになったが、不幸にもこの印刷機器の発達は意思疎通の垂直化をもたらした²⁾。つまり言語を通じて水平的に流通していた情報が印刷を通じて伝えられてからは、識者だけが読み書きできるようになり、情報の流通が聖職者と貴族など特殊階層だけの専有物となってしまったのである。この時期は、国家の公権力行使が少ないほどよいと信じられていた夜警国家時代であり、国家の干渉を最大限に抑制し、個人の自由と権利を最大限保障しようとした自由主義が華やかなりし頃であったが、社会的特殊階層に対する批判を防ぐための各種の統制は、様々なかたちで試みられた。1501年から始まった印刷許可制はすぐさま検閲法へと強化さ

れ、17世紀には活字鑄造自体を規制すると同時に各種課税による圧迫を加えるなど、印刷媒体に対する国家の規制は約半世紀にわたって続いた³⁾。このような時代背景において、自由主義をスローガンに掲げたヨーロッパ移民たちが米国へ渡り制定した米憲法修正第1条に、「いかなる者も言論出版の自由を制限する立法をすることができない」という絶対否定の法規定が置かれるようになったのは、その後の憲法運営は別としても、極めて意味のある事件であったといえよう。

その後、人類の19世紀最後の発明品と言われたラジオが第1次世界大戦を契機に軍事用から一般情報媒体へと転換されると同時に、映画やテレビのような電波媒体が人間の主要な情報手段として実現し、それが第2次世界大戦以後に急速に普及して20世紀のもっとも一般化された媒体となった。しかしながら、この時期は印刷媒体が登場したときとは異なり、自由主義に基づく初期資本主義が没落し、修正資本主義が登場し、社会国家原理あるいは福祉国家理論にしたがって国家の積極的な介入が試みられた時期であった。そのうえ、放送の周波数が限られているという特性以外にも、電波媒体は印刷媒体に比べて初期投資が大きい点、そしてその影響力がどの媒体よりも大きい点などから、電波媒体に対しては当初から国家の直接的かつ強力な規制がなされた。第2次世界大戦後に、ドイツやフランスなど大部分の国家で制定された憲法は、このような思想的背景を前提にしており、憲法の下位法としてこの時代に制定された各国の言論法制も、専制国家のものでないかぎり、ほぼこのような現代法治国家型に分類されている⁴⁾。つまり放送については、自由主義を掲げた米国も社会国家の原理を採択したヨーロッパ諸国も全て、その理由が何であれ、それを国家の直接的な統制下に置いたのである⁵⁾。

さらに20世紀から21世紀への転換を迎えて、まさにコミュニケーション革命と呼びうる大きな変革が起きた。インターネットと衛星放送、デジタル化へとつながる多媒体・多チャンネル・脱中央集中的・相互作用的・水平的情報媒体の出現と、その爆発的な利用がすなわちそれである。つまり衛星放送の出現とデジタル化によって一般家庭でも100個以上のチャンネルを利用できるようになり、電波の希少性という制限理論が妥当しなくなった。そしてインターネットやCATV、電子新聞などの登場によって、これまで情報消費者として消極的かつ受動的の地位にとどまらざるをえなかった読者と視聴者たちが、直接情報を生産して送出し、管理できる積極的で能動的な地位へと階段をのぼった⁶⁾。要するに、国家が情報を独占し統制した制限国家（limited government）から脱して、国家や社会的特殊階層による統制がほとんど不可能な電子媒体の実用化は、グーテンベルグ（Gutenberg）が印刷技術を発明した後、数百年にわたって過度に活字媒体に従属していた人類の思考と創造

行為を劇的に解放させることになった⁷⁾。

このように状況が急激に変化するにしたがい、表現の自由に関する既存の法理や言論法制だけでは新たな媒体環境に能動的・効率的に対応できないという考えが、法と技術の間の本質的な緊張関係(essential tension)を引き起こして、多くの法的問題を誘発している⁸⁾。

21世紀を迎え、印刷媒体と放送媒体・通信媒体が統合される情報環境の融合の中で、新たな媒体の登場によって既存媒体の正体性(identity)がゆれ動き、各媒体間の概念定義が混同して、これまで行われてきた国家と社会的特殊階層による情報統制が、内容規制というもう一つの様相へと変貌しつつある。つまり個人と個人の人間関係が歪曲されて、社会から個人が疎外される自己隔離(self-insulation)と社会分裂(balkanization)、階層間の情報格差(digital divide)などの問題が、各種の事件を通じて現実的な憲法問題として台頭している⁹⁾。

情報の流通と統制に関する以上のような時代背景をもとに、以下では各媒体別に行われている国家統制の現実とそれに関する問題点を、韓国の状況¹⁰⁾を中心に考察する。

・現代社会における個人の表現の自由と国家統制

1. 印刷媒体

上で言及したように、印刷技術の発達とともに西欧社会では特殊階層の利益保護と王権守護のために即時、検閲法が施行されたが、大衆媒体としての印刷技術は一般人の情報流通に革命的に寄与し、言論出版の自由市場論をはぐくみ育て、ついに検閲法にも終止符がうたれた。

韓国の場合、西欧の金属活字を発明したグーテンベルグよりも約一世紀早い1377年に世界最古の金属活字を発明したが、仏教經典の普及と王朝実録の記録などに活用されただけで、大衆媒体につながらないまま、日帝(日本帝国主義)植民地統治を経験することになった。朝鮮の独立を妨げ、大東亜戦争を遂行するために全力投球した日帝植民地統治の35年間、言論出版の自由が徹底的に統制されたのは明らかであり、1945年の独立後も米軍政と朝鮮戦争、相次ぐ軍事政権下において、韓国の言論は引き続き抑圧を受けてきた。言論社に対する国家統制は、設立制限と許可制、国家安保を理由にした情報接近権の統制、事前検閲、報道制限、報道指針さらには取材記者とデスク(編集責任者)、論説委員に対するテロとメディアに対する強制的統廃合にいたるまで、各種の違法・不法な言論弾圧へとつながった。長い間続い

た許可制と設立制限、検閲制などの施策は、国家に依存した情報統制を容易にしただけでなく、少数の言論企業による独寡占状況は、大衆媒体市場への参入障壁となり、自由な情報流通を阻害して世論歪曲という状況を深化させてきたことも周知の事実である¹¹⁾。

しかし現行憲法の制定以後、言論機関の国家からの自由は大幅に向上し、韓国の憲法裁判所は、「わが国は憲法第21条¹²⁾に、言論・出版の自由、すなわち表現の自由を規定しているが、この自由は伝統的には、思想または意見の自由な表明とそれを伝播させる自由を意味するものであり、個人が人間としての尊厳と価値を維持し、幸福を追究し、国民主権を実現するために必要不可欠なものであり、今日の民主国家において国民が持つもっとも重要な基本権の一つとして認識されている」¹³⁾と判示している。

したがって、現在、韓国では少なくとも印刷媒体に関するかぎり、許可制や事前検閲は存在せず¹⁴⁾、施設基準による設立制限要件も大幅に緩和されたが、未だに新聞の発行施設基準が過度に厳格で（定期刊行物登録等に関する法律第6条）、個人と企業にとって媒体市場への参入障壁は依然として高く、言論機関設立の自由を事実上侵害している¹⁵⁾。また、「国家安全保障・秩序維持、または公共福利のために必要な場合にかぎり、法律として制限できる」という憲法第37条第2項¹⁶⁾の規定にしたがって、一応「憲法上保護されない言論・出版の領域」¹⁷⁾が現在も多く存在している¹⁸⁾。よって、憲法第37条第2項に反する内容に対しては国家統制が相当広範になされているが、これについて憲法裁判所は、「対立する多様な意見と思想の競争メカニズムによっても、その表現の害悪が初めから解消できない性質のものや、または異なる思想や表現をもって解消されるには、あまりにも大きな害悪をもつ表現は、言論・出版の自由によって保障されず、国家による内容規制が広範に許容される」¹⁹⁾と明らかにしている。

(1) 国家安保

韓国の言論において、いまだに非常に多くの国家的統制を受ける領域は国家安全保障に関する部分である。現行法で存在する国家保安法と軍事機密保護法などはその規制内容が過度に広範で、「不告知罪」の場合、良心の自由に反し、「国家機密、軍事機密、目的遂行、讃揚・鼓舞、会合・通信、潜入・脱出、便宜提供」などの法文が不明確で、その間絶え間なく違憲論が台頭したが、憲法裁判所は「軍事機密の範囲は、国民の表現の自由ないし知る権利の対象領域を最大限広げられるように、必要最小限度に限定しなければならない」²⁰⁾と判示しながらも、結果的にほぼ大部分、合憲決定や限定合憲決定を下してきたので²¹⁾、実質的には軍事分野と対北朝鮮

関係など多くの領域が、未だに国家の強力な統制を受けている。

また非常戒厳が宣布された場合には、戒厳司令官の布告令(憲法第77条第3項)や、大統領の緊急命令(憲法第76条)によって、個人の表現の自由が事前統制を受けるという点でも、広範な国家統制を受けることになる。

(2) 登録・納本・国定教科書制度

現行憲法は、明文で言論・出版に対する許可や検閲を禁止しているが、定期刊行物に対する登録と刊行物の納本義務を法で強制しており、国定教科書制度を採択している。

定期刊行物の登録等に関する法律は、「登録せずに定期刊行物を発行して発行秩序を乱し国家の政策樹立を妨害する者に対し、1年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金に処す」と規定しており(同法第22条第3項,第7条第1項,第8条等),同法第10条は納本制度を規定しているが、憲法裁判所はこのような法規定を全て「定期刊行物の乱立を防止することによって、言論・出版の公的機能と言論の健全な発展を図る目的で制定された法律であり、平等権や比例の原則に違背しない」²²⁾と判示している。その理由は、「憲法第21条が禁止する検閲は事前検閲のみを意味するので、個人が情報と思想を発表する以前に国家機関が予めその内容を審査・選別して一定の範囲内で発表を阻止することだけを意味し、憲法上保護されない意思表現に対して公開した後に国家機関が干渉することを禁止することではないため」²³⁾、刊行後の国家統制は正当であるというものだ。

また国定教科書制度に関しても、憲法裁判所は、「教科書に関連する国定または検・認定制度の法的性質は、許可というよりは教科書という特殊な地位を付与する特許の性質をもつものなので、国家が裁量権を持ちうる」ことを前提した後、「教科書制度は、国家が直接編纂したり、様々な図書の中で教育目的と指針に照らして教科書として適格であると検・認定したものだけを教科用図書にしようとする趣旨であるだけで、その基準に合わない図書の出版自体を根本的に禁止するのではないので、出版の自由を侵害するものではなく、教科用図書の適格如何を検・認定する制度を実施しても、個人は自らが研究した結果を自由に冊子で発表することができるので、これを検閲とはいえない」²⁴⁾とし、合憲決定を下したことがある。

(3) わいせつ(淫乱)

現行憲法上、わいせつ物は明文で禁止されていないが、学説と判例上、わいせつ物は憲法の保護を受けないものと認識されている²⁵⁾。刑法と電気通信事業法、情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律、性暴力犯罪の処罰および被害者保護等に関する法律、青少年保護法、青少年の性保護に関する法律、音盤・ビデオお

よびゲームに関する法律など、多様な立法によってわいせつ物を規制しており、出版社および印刷所の登録に関する法律は、わいせつ物を発刊した場合、出版社や印刷所に対して登録取消命令を下せるようにも規定している。しかし、具体的に何がわいせつであるかに関しては、意見の違いが見られる。たとえば憲法裁判所は、「わいせつとは、人間の尊厳ないし人間性を歪曲する露骨で赤裸々な性表現によって、ただ性的興味にのみ訴えるだけで、全体的に見てなら文学的・芸術的・科学的・政治的価値をもたないものとして²⁶⁾、社会の健全な性道徳を甚しく害するのみならず、思想の競争メカニズムによってもその害悪が解消されにくく、言論・出版の自由による保障を受けられない²⁷⁾」ものと判示して、アメリカ連邦最高裁判所の Miller 判決²⁸⁾をそのまま援用している。しかし、実際の事件においてわいせつ性の認定が絶え間なく論争の対象になっているのが実情である。実際、制憲以後、これまで韓国ではゴヤの「裸のマヤ」²⁹⁾を始めとして、小説「叛奴」³⁰⁾と「楽しいサラ」³¹⁾、「うそをついてみる」³²⁾、アミティスタ³³⁾、雑誌プレーボーイ³⁴⁾などが「一般人の正常な情緒と善良な風俗を害する可能性があるもの」³⁵⁾としてわいせつ判定を受けた³⁶⁾。

このように、わいせつに関する概念自体についても異見が出されている状況で、わいせつ物を出版・印刷した者に対する登録取消制度は、単純なわいせつ刊行物の出版禁止および流通抑制にとどまらず、合憲的な刊行物の出版と流通にまで萎縮効果 (chilling effect) をもたらしうるといって、過度な国家統制と言えよう。

(4) 選挙法上の統制

現代民主社会において選挙は、しばしば、「民主主義の花」といわれる。民主政治体制は、思想または意見の自由な形成およびその伝達を本質とする健全な世論なくしては、正常な機能を発揮することができないからである。さらに、言論・出版の自由は、民主主義の基礎を成す核心的な精神的自由として政治的表現の自由をその根幹としている。したがって、特に政治的表現の自由は、選挙過程で選挙運動を通じて国民が政治的意見を自由に発表し、交換することによって初めてその機能を全うし、情報を収集し処理しうる権利である、知る権利は言論・出版の自由の一内容として、当然保障されなければならない。さらに、政治的表現の自由と知る権利は、代議制民主主義の必須不可欠の前提となる選挙と関連させてみると、国民代表の公正な選出のために、主権者である国民がこの関連情報に容易かつ広範囲に接近できなければならない。したがって、民主主義の概念である自由と平等が、選挙運動にも反映されなければならない。にもかかわらず、現行選挙関連法制は、公営選挙を理由として様々な報道の自由を制限している。これは、国家が直接的に国民

の政治的表現の自由を深刻に阻害し統制する結果をもたらすという点に問題の深刻性があるだけではなく、未だに日帝植民統治時代の規制の枠組みから脱却できていないという点で、極めて遺憾な状況である。現行の公職選挙および不正選挙防止法(以下「選挙法」とする)が一貫して規定している事前選挙運動の全面的禁止や、選挙運動方法および選挙運動の主体等の包括的な制限を規定する立法体系は、日本の統治体制が君主制から議会民主主義へと転換する過程で、国民の直接的な政治参加をできるだけ抑制しようとした特殊な事情が反映されたものであったことを想起するなら³⁷⁾、これまで選挙と関連した個人の自由がどれほど厳しく国家の統制を受けてきたのか、その問題の深刻性を認識することができるであろう。

特に、現行選挙法が団体の選挙運動を禁止し(第87条)、媒体をして候補支持をできないようにしていること(第8条)、世論調査結果を公表できないようにしている現実(第108条)、そしてこのような立法に対してその間一貫して合憲判断を下してきた憲法裁判所の立場³⁸⁾は、個人の政治的表現の自由と選挙運動の自由を過度に制限し、国民の知る権利を根本的に封鎖する結果を招来しているという点で、迅速に改善されなければならない³⁹⁾。民主主義の理念である自由と平等が選挙運動にも反映されなければならないのは異論を待たない。このような点から見ると、団体の選挙運動を全面禁止しながらも、労働組合のみを例外として規定した選挙法第10条は、その他の団体、例えば言論機関および言論団体、学校法人、宗教団体などと比較してみる時、平等権、結社の自由、政治的意思表現の自由、一般的行動自由権という側面において違憲的要素が強いと言える⁴⁰⁾。労働組合以外の団体に対しては、政治資金の寄付はもちろん、公明選挙推進活動と候補者招請対談・討論の開催までも禁止している政治資金に関する法律(第12条)と選挙法(第81条)も、同一の脈絡で違憲的である。のみならず、[選挙告示後の]世論調査および結果の発表を禁止している選挙法規定(第108条)もまた、国民の知る権利を過度に制限している要素だと言わざるをえない⁴¹⁾。

選挙運動の自由は、選挙過程で自由に意思を表現することのできる自由の一環なので、表現の自由の一態様であることを否定することはできない。特に政治的表現の自由は、選挙運動を通じて国民が政治的意見を自由に発表・交換することによってはじめてその機能を全うすることになるであろうから、選挙運動の自由は、憲法が定めた言論・出版・集会・結社の自由を保障する規定(第21条)の保護を受けなければならない。

それにもかかわらず、公職選挙において候補者を推薦・支持または反対するなどの選挙活動をするにあたって、政党と政党ではないその他の団体(社団・財団等)

に対してその保護領域と規制方式を異にすることは、平等権に反する。さらに、選挙運動期間中、言論仲裁委員会に選挙記事審議委員会を設置して選挙日の120日前から選挙日30日後まで運営するようにしたこと（第8条の3）は、言論社が当然、享受する報道と論評の自由を阻害する過度な国家統制だと言わざるを得ない。さらに私企業としての言論機関の設立目的と運営方針が明らかに存在するにもかかわらず、専制国家において起こり得るような広範な表現の自由の制限は、監視国家または統制社会でのみ可能なことだと言えよう。このように印刷媒体による選挙運動に対して厳しい制限を設けているにもかかわらず、今回の韓国の第16代大統領選挙で見られたようなインターネットを通じた選挙運動に対しては、ほぼ成す術がなかったことも、選挙法がもつ矛盾の一つである。

2. 映像媒体

(1) 放送許可制

現行の韓国憲法上、言論に対する許可や検閲は認められていないが、印刷媒体とは異なり周波数の希少性という放送の特性上、放送許可制はその合憲性が認定されている⁴²⁾。よって放送会社は国家から許可を得て初めて運営することができるが、どの国家であれ放送許可手続は非常に厄介かつ複雑であり、韓国でも周波数の余裕数、地域社会への妥当性の調査、公聴会、設立許可などを全て経なければならないので（放送法第9条）、結果的に放送に限ってのみ、設立の自由や放送社間の経済的な競争の自由が認定されていない⁴³⁾。さらに、韓国の放送法が、放送許可の審査基準と対象を極めて抽象的で曖昧な「公正性、公益性、必要性、妥当性、技術的能力」などと規定している（第10条）ことは明確性の原則に反する。また、衛星放送と電子媒体の発達によって画然と変化した媒体環境下においても、放送関連立法と政策が、極めて規制的であった20世紀初頭の古典的統制方式から脱却していないことは、民主的正当性の欠如であり、極めて残念な現実だと言わざるを得ない⁴⁴⁾。

特に、衛星放送とデジタル化によってチャンネル数が100以上も増加した現実を勘案すると、地上波テレビ放送ではないラジオ放送に対してまでも、面倒な条件を前提にした許可制にのみ固執することは、時代的・技術的・事業的な媒体環境の変化から顔を背けることであり、個人と団体の表現の自由を大きく阻害する違憲的な形態であると言えよう⁴⁵⁾。

(2) 放送禁止仮処分

現行の韓国憲法は言論に対する検閲を禁止しているが（第21条）、放送される内容に関して紛争がある場合には、仮処分決定を規定している民事執行法第300条第

2項⁴⁶⁾の規定にしたがって、法院が放映禁止仮処分決定を下せるようになっていく。このように民事執行法の規定によって放映禁止仮処分決定を下すことは、「憲法第21条第2項が禁止する事前検閲に該当し、言論の自由を過度に制限する立法として、憲法第37条第2項が規定している過剰禁止の原則に反する」という批判を受けてきた。しかし、憲法裁判所は、「放映禁止仮処分は行政権による事前審査や禁止処分ではなく、個別当事者間の紛争に関し司法府が司法手続により審理・決定するものであり、憲法で禁止する事前検閲に該当しない」⁴⁷⁾と判示した。しかしながら、単純に個人の私生活を扱う部分ではない、国民の知る権利の対象となるプログラムについては、可能な限り国民の知る権利を充足するために、表現の自由がより広く認められなければならない。

(3) 事前審議制

憲法上、表現の自由を媒介する媒介体は、いかなる形態であれその制限がないので、映画、音盤、ビデオなどの製作や上映も、他の意思表現手段と同様に憲法の保障を受ける。このような媒介体は学問的研究結果を発表する手段にもなり、芸術表現の手段にもなるため、その製作および上映は、学問と芸術の自由を規定している憲法第22条以外に、表現の自由を保障している第21条の保護も受けるようになる。にもかかわらず韓国では、長い間、媒体に対する事前検閲が施行されてきたが、1996年を起点に映画や音盤・ビデオ・ゲームに対する一連の検閲制が憲法裁判所から違憲決定を受けて以来⁴⁸⁾、現在は民間の映像物等級委員会と公演倫理委員会が設立され、これらの委員会による自律的な事前審議制と等級制が施行されている。

しかし、事前審議によって等級を付与しない「等級分類保留」もまた、検閲に該当する⁴⁹⁾。なぜなら、現行法上の等級分類を受けない映画やビデオ・ゲーム等は、上映や輸入・販売・配布・貸与・視聴提供が禁止され、万一、等級分類を受けないままこのような行為を行うと、過怠料、上映禁止命令について刑罰まで加えうようになっており(映画振興法第12, 13条, 音盤・ビデオおよびゲームに関する法律第16条)、等級分類保留の回数制限がないため実質的に許可を受けないかぎり、映画や音盤を通じた意思表現は無限定に禁止され得るからである。青少年が愛用する音盤の場合には、製作者が自律的に等級を決定することができるが、政府当局による一方的かつ強制的な事前検閲ではない民間次元の自律的・任意的・勧告的な事前審議といえども、芸術家の独自性と創意性が最大限に発揮できるように、規制は可能な限り自制されねばならず、それに伴う責任と監視等も行政権ではない非政府機構(NGO)などに任せなければならない。

一方、広告も事前審議制になっている。放送の場合、国家基幹放送である韓国放

送公社（KBS）が財源の50%以上を受信料に依存しているので、営業の自由の一部である広告の自由に一定の制限が課されうが、民営放送である文化放送（MBC）とソウル放送（SBS）に対しても、KBS と同一の基準で広告の方法と時間、基準等を適用すること（放送法第73条）は、実質的平等にも違反するだけでなく、過度の国家統制といわざるをえない。放送広告は企業の立場からは広告資源になるが、消費者の立場からは商品情報を獲得する手段となり、憲法的立場からは商業的言論（commercial speech）としての価値も持つからである。

「広告物も思想、知識、情報等を不特定多数の人に伝播する手段として、表現の自由による保護の対象になる」⁵⁰⁾ ことは、周知の事実である。表現の自由の中で、意見または思想の表現とその伝達の自由が、送り出す側面（新聞・放送・通信等）の自由を意味するのなら、知る権利は受け入れる側（読者・視聴者・聴取者等）の自由を意味するので、このような知る権利は他人に情報を提供する自由ではなく、自分が情報を収集できる権利として、情報収集は見聞きし読むことはもちろん、その他全ての方法を含む最も広義な手段として解釈できるので、知る権利の相当部分を占めている商業的言論である広告についても、他の媒体と同一程度に保護しなければならない。

3. 通信媒体

韓国憲法第18条は「全ての国民は、通信の秘密を侵害されない」と規定している。ここでいう「通信」には古典的な書信以外に、電話、電信などが含まれるが、憲法上私生活の自由（第17条）とは別途に規定されており、現代情報化社会において侵害可能性が高まった通信の秘密を保障しようとする意図を明らかにしたものと理解できる。しかし、現実には通信の自由がほとんど保障されないと言えるほど、監聴⁵¹⁾と盗聴疑惑が絶えない⁵²⁾。

情報通信技術の急激な発展は、画像を通じた双方向通信まで可能にし、過去のいかなる時よりもさらに表現媒体としての機能を強化しているが、同時に諜報衛星と電子偵察機、通信監聴装置なども飛躍的に発展し、一般電話はもちろん、携帯電話も安心して通話できない状況となっている。

さる1997年に制定された現行通信秘密保護法は監聴を禁止（第3条）し、不法監聴によって取得したり採録された電気通信の内容を、裁判または懲戒手続で証拠として使用できないように、監聴資料の使用制限を規定（第4条、第12条）しているが、盗聴・監聴疑惑は日増しに深まっている。

憲法上保護されている私生活の自由と通信の秘密維持、表現の自由のため、監聴

は、非常に例外的な場合に厳格な審査を経て、国家安保と秩序維持、犯罪捜査などのために不可避な場合を除いては、一日も早く根絶されねばならない。盗聴と監聴は、それがたとえ法院の許可にしたがって合法的に施行される場合であっても、通信の性格上、両当事者の存在が前提になるだけでなく、盗聴許可事実が彼らに伝達されるものではないので、彼らの私生活は露出されるしかなく、しいては第三者の私生活まで含まれ得るため、特に自制されなければならない⁵³⁾。でなければ、個人の私的領域が満天下に公開されるだけでなく、個人は国家が作り上げた超一望監視式監獄 (super-panopticon)⁵⁴⁾ で生活するようになるかもしれないからである。このような憂慮はフランスやドイツでも常に提起されているが、大部分の国では監聴を原則的に禁止して、厳格な要件下で監聴を許容している⁵⁵⁾。

4. 電子媒体

現代情報化社会は電子媒体を通じて実現されていると言えるほどデジタル化が急速に進んでおり、私たちの生活は日ごとに変貌している。テレビ、コンピューター、電話など、既存のそれぞれ異なる独立した端末機が新たな多機能複合端末機へと姿を変えながら、印刷媒体と映像媒体、通信媒体が相互融合し、個人の地位は過去の受動的な情報需要者から能動的な情報提供者の地位へと変化している。PC通信やインターネットを単純に通信媒体として捉ええず、表現媒体と捉える理由はまさにここにある⁵⁶⁾。

しかし、このような電子媒体の発達によって情報化社会が加速し社会構造が変化すると、各国家は電子媒体がもたらした脱空間化現象と世界化にあわせ、電子政府や電子民主主義、電子商取引などを促進しうる基盤提供とともに法制整備に乗り出す反面、私生活と青少年保護、知的財産権保護、わいせつ物の一掃などの理由によって各種統制政策も準備している。現実的に電子媒体の発達によってもっとも問題となる部分は、情報格差 (digital divide) による階層間の社会分裂であるにもかかわらず、国家は情報格差を解消するための政策提供よりは、これら媒体に対する社会的・法的・制度的統制により多くの努力を傾けている⁵⁷⁾。

(1) 内容等級制

現行情報通信網利用および情報保護等に関する法律は、青少年有害媒体物に対して必ず電子的表示をするように規定しており (同法第42条, 第64条), わいせつ (淫乱)・暴力物が含まれた音声情報・映像情報・文字情報は、必ず青少年有害媒体物表示を行わなければならない (青少年保護法第7条)。現在、青少年有害媒体物に対してのみ電子表示制が施行されているが、今後はより広範な内容等級制が施行

される可能性も濃厚である。実際、2001年10月、情報通信部が上記の法を施行しようとして立法予告したとき、多くの市民団体と学者は、政府が強制的に内容等級制を施行しようとしているとして、強力に反発した⁵⁸⁾。

情報化時代の中で、同時に現れる情報化の逆機能と弊害もまた毎日に深刻になっており、その対策が緊急に要されているのも事実である。しかしながら、インターネットはその技術的特性上、脱中央集権性・相互作用性・同時性・脱空間性などによって、これまで人類が発明したどの媒体よりも最も民主的で自由な媒体である。したがって、それに伴う問題点解消の方法も強制的・統制的・画一的なものではなく、民主制と自律性が担保される方法によってなされなければならない⁵⁹⁾。そのような点から見ると、直接的に国家公権力による内容等級制の実施は、せっかく人類が共有するようになった貴重な媒体を、再び統制の手段へと墜落させる不幸な結果を招くことになるだろう。情報化社会でなされる国家統制とそれに伴う処罰は無限拡張される可能性があり、市民社会が自律性を発揮し得る土台自体を抹殺する可能性があるからである⁶⁰⁾。

(2) 青少年保護

仮想空間での国家統制は、まず青少年保護という目的から始まった。各国家が施行している青少年保護対策は、おおむね性的表現物 (sexual representation) と暴力物に対する内容選別や遮断 (filtering and blocking)、インターネット監視、時間制限、上位ドメイン設置、グリーンゾーン設定、年齢制限などのように⁶¹⁾、大部分が市民団体の自律的な参加を通じて施行されているのに対し、韓国では上で述べたような電子的表示制度の法的義務化を施行しているという点で相違がある。

今なお、人格的成熟度の脆弱な青少年を有害思想物 (harmful ideas) から保護しなければならないのは、否定できない事実である。電子媒体が活性化し、既存のいかなる形態であれ、等級制等を通じて青少年の接近禁止が可能であった領域も全て接近可能になるにしたがって、深刻な社会問題が発生していることも否定できない。しかし、上記のような非常に家父長的 (patriarchal) かつ技術依存的 (technology dependent) な方法によって青少年を保護しようとする立法と政策は、再考されなければならない。21世紀現代情報化社会における青少年は、未熟ではあるが一定部分、情報需要者・情報提供者としての位置において、彼らの権利が制限的であっても認定されなければならない、制限する場合にも表現の自由に関する一般原則である厳格な二重基準の原則、明確性の原則、過剰禁止の原則、法益衡量の原則、実在的調和の原則、明白かつ現在の危険の原則、合憲性推定排除の原則、立証責任転換の原則、当事者適格緩和等の理論が必ず適用されなければならない⁶²⁾。また、国家の

必要不可欠な利益 (compelling interest) が立証されても、その統制方法は内容規制ではない時間と方法、場所による制限にとどまらねばならない。

韓国における電子的表示制度に関する問題点は上で言及したので省略するが、自律的に行われる残りの方法にも同様に問題がある。おおむね身体の露出性 (nudity) や性表現の程度、暴力性等を基準に行われる青少年保護の方法は、その内容物がもつ全体的な脈絡や価値、文化的寄与度などは全く考慮せず、機械的に設計されたプログラムにしたがって判断され、遮断されるという点で、表現の自由に対する深刻な侵害を招く可能性がある。これは、終局的に、そのようなプログラムを創設したり施行する者によって、彼らが意図する価値観や理念に隷属するしかない画一化と従属化を通じた統制社会を可能にするものである⁶³⁾。

(3) 著作権保護

電子媒体が提供する仮想空間で、最近になってもっとも激しい論議の対象として台頭しているのが著作権保護問題である。現行憲法第22条第2項が『著作者・発明家・科学技術者・芸術家の権利は法律によって保障する』とすることによって、知的財産権 (著作権) の保護を明文で規定しているように、著作権とは創作者にその創作物 (original works) の再生産を統制できるように付与した独占的な権利を言う。したがって、著作権は実生活 (off-line) のみならず、自由に情報を再生産し流通できる仮想空間 (on-line) においても当然保護されなければならないが、インターネット上では、情報がハイパーテキスト等、各種演算作用を通じて再構成され流通しうる技術が、実生活においてよりもはるかに容易であるため、それに伴う侵害行為が頻繁に起こりうる。代表的な例として米国の「ナップスター (Napster) 事件」をあえて取り上げるまでもなく、韓国においても昨年「ソリバダ事件」⁶⁴⁾ によって盛んに議論された。これは、特にオンライン提供者の責任とも結び付けられるが⁶⁵⁾、より根本的には財産権に対する憲法理念を再考する必要がある。

現行憲法は財産権 (第23条)⁶⁶⁾ と別途に著作権 (第22条) を規定しているので、その法文が天賦人權として規定している財産権規定とは異なり、著作権は先にも見たように「……権利は法律で定める」としてその内容が立法形成的権利として規定されているだけでなく、わが憲法の基本理念が社会国家の原理であることを想起するとき、財産権の社会的羈束性と財産権行使の公共福利適合性の義務は著作権にも当然適用される。したがって情報共有をもっとも大きな特徴とする電子媒体において、実生活と同一程度に著作権を保護しようとする主張は必ず再考されなければならない。個人の財産権を重視するアメリカでも、著作権に対してのみ公正使用の原則 (fair use rule) を適用していること⁶⁷⁾ は、私たちに示唆するところが大きいと

言えよう⁶⁸⁾。

・自由な情報交換と情報共有のための提言

現代情報化社会において、表現の自由は「個人が言論活動を通じて自分の人格を形成する自己実現（個人的価値）の手段であるだけでなく、民主市民という社会構成員として平等な配慮と尊重を基本原理として共生・共存関係を維持し、政治的意思決定に参加する自己統治（社会的価値）を実現する手段」という二重の性格をもつという点に、その特徴を求められる⁶⁹⁾。のみならず、自分の思想と意見を自由に表明する時、人間は人間としての尊厳と価値を維持し自由な人格実現が可能になるという点で、民主社会における表現の自由は人間の精神的活動に関する原初的な基本権（Urgrundrecht）として認められるので、他の基本権に比べて優越的な地位（preferred position）をも享受するのである。

韓国の現行憲法第21条が規定している表現の自由は、伝統的に思想または意見を自由に表明する発表の自由と、それを伝播する自由を合わせたものを意味するので、意思表現の媒体は、新聞、放送、演劇、映画など古典的な言論媒体のみならず、新しい性格の電子媒体、例えば衛星放送、インターネット放送（webcasting）、電子本、電子新聞、インターネット雑誌（webzine）、電子掲示板なども、全て意思表現の媒体としての地位を享受する⁷⁰⁾。このように21世紀の媒体環境の変化は急速に進んでいるが、表現の自由に対する国家の統制は上で見たように、いまだに古典的かつ家長的な規制一辺倒であり、言論機関の大企業化・独占化もさらに深化しているのが昨今の現実である。

世界化が急速に進展している21世紀を迎え、果たして言論の意味は何であり、個人が持つ表現の自由は現代情報化社会においていかなる役割を果たすのかについての根本的な再検討が切実に求められる。あわせて、表現の自由の保障のため、単純に国家統制からの自由にとどまるよりも、より積極的に個人の情報需要者としての地位認定と権利保障という側面が、同時に強調されなければならないであろう。自由民主主義においては、基本的に統治者と被統治者が理念上同一である事実を認めるならば、個人が享有する表現の自由に対する過度の国家統制は、国家の自治主体性の理念を否認する結果をもたらすであろう。

最後に、21世紀を先導している電子媒体は、その属性が既存の媒体とは異なる自由の媒体である。この自由の媒体が過度な国家統制によって個人を縛る束縛の媒体とならないように、公権力が最小化され、個人がもつ自律権が最大限に発揮できる

よう、全法制の再整備と国家間の協力がいっそう拡大されなければならない。現在、電子媒体が呼び起こしている人間生活の変化は、産業革命が以前には想像もできなかった憲法的変革へと連なったように、とてつもない「第4の波」へとつながる可能性が高い。したがって、電子媒体を「統制の媒体」ではない「自由の媒体」へと向上・発展させていこうとする憲法の意志(Wille zur Verhassung)が必要である。また、情報格差による階層間・地域間・年齢間・職業間の生活格差と、分裂(polarization)の可能性を解消するためにも、国家は統制政策の提供よりは生活配慮(Deseinsversorge)次元において、情報網拡充と情報教育に努力しなければならないであろう。過去、人類に対する災害は自然あるいは戦争であったが、現代情報化社会ではそれが技術であることを忘れてはならない。

- 1) T. Barton Carter, Marc A. Franklin & Jay B. Wright (以下, Carter 他), *The First Amendment and the Fourth Estate, The Law of Mass Media*, Foundation Press, 2001, NY, pp. 49-50.
- 2) 拙著『言論情報法研究 21世紀 表現の自由』法文社, 2002, pp. 66-70.
- 3) Paul F. Grendler, *Censorship: Five Hundred Years of Conflict*, NY Public Library, NY, 1984, pp. 29-31.
- 4) 言論法制はその内容と機能にしたがって、専制君主国家型言論法制, 市民民主国家型言論法制, 現代法治国家型言論法制, 専制主義国家型言論法制に類型化でき, 米国の言論法制は市民国家型に, ドイツとフランスは現代法治国家型に分類されている。權寧星「望ましい言論法制の構造と体系」『判例月報』第320号, pp. 5-6; 拙稿「放送改革委員会の放送法案に対する憲法学的考察」『憲法学研究』第5巻第2号, 韓国憲法学会, p. 313.
- 5) 拙著『言論情報法研究 放送の自由と法的制限』法文社, 2002, pp. 16-20.
- 6) Edward A. Cavazos and Gavino Morin, *Cyberspace and the Law: Your Rights and Duties in the On-Line World*, The MIT Press, 1996; Lawrence Lessig, "The Path of Cyberlaw", 104 Y. L. J. 1743 (1995); G. David Garson, *Social Dimensions of Information Technology: Issues for the new Millennium*, Idea Group Publishing, London, 2000; James Slevin, *The Internet and Society*, Polity Press, England, 2000.
- 7) T. Jordan, *Cyberpower: The culture and politics of Cyberspace and the Internet*, Routledge, London, 1999, p. 4; Giddens, *The Nation State and Violence*, Cambridge, 1985, p. 6.
- 8) Anne Wells Branscomb, "Anonymity, Autonomy and Accountability: Challenges to the First Amendment in Cyberspaces", 104 Y. L. J. 1639 (1995); J. R. Reidenberg, "Governing networks and Rule-Making in Cyberspace", 45 Emory Law Journal 922 (1996); 拙稿「仮想空間における表現の自由: インターネットを中心に」『サイバーコミュニケーション学報』第6号(2000-2), サイバーコミュニケーション学会, pp. 5-32.
- 9) Carter 他, pp. 952-954; Cees J. Hamelink, *The Ethics of Cyberspace*, SAGE Pu., London, 2000, pp. 79-87.

- 10) 韓国の言論の現況は、2000年1月現在、日刊新聞が112社、週刊誌1999社、月刊誌2319社、その他、月刊誌と季刊誌などを合わせると、約5990社に及んでいる。放送は、地上波放送がKBS、MBCなどの2社、SBSを始めとする地域民放が10社、EBS、CBSなどの特殊放送が9社あり、1995年度から始まったケーブルテレビ qkdthd や総合有線放送が77社、プログラム供給業者29社、電送網業者2社などである。
- 11) 拙稿「言論機関の自由」『憲法学研究』第7輯第3号、韓国憲法学会、pp. 33-35。
- 12) 憲法第21条
すべての国民は、言論・出版の自由と集会・結社の自由をもつ。
言論・出版に対する許可や検閲と集会・結社に対する許可は認められない。
通信・放送の施設基準と新聞の機能を保障するために必要な事項は法律で定める。
言論・出版は、他人の名誉や権利または公衆道徳や社会倫理を侵害してはならない。言論・出版が他人の名誉や権利を侵害するときには、被害者はこれに対する被害の賠償を請求することができる。
- 13) 憲裁決1992.2.25.89憲力104。
- 14) 憲裁決1992.6.26.90憲バ26；1996.10.4.93憲力13；1996.10.31.94憲力6；1998.2.27.96憲バ2。
- 15) しかし、韓国の憲法裁判所は同法の施設基準を「自己所有でなければならないものと解釈するかぎり、新聞発行人の自由を制限するもの」とと見ているだけである。憲裁決1992.6.26.90憲力23。
- 16) 憲法第37条第2項：国民の全ての自由と権利は、国家安全保障・秩序維持または公共福利のために必要な場合に限り法律で制限ことができ、制限する場合にも自由と権利の本質的な内容を侵害することはできない。
- 17) 拙稿「情報化社会において憲法上保護される言論の意味と範囲」『憲法学研究』第6輯第4号、韓国憲法学会、pp. 86-110。
- 18) 憲裁決1992.6.26.90憲力23；1998.2.27.96憲バ2；1998.4.30.95憲力16。
- 19) 憲裁決1998.4.30.95憲力16。
- 20) 憲裁決1992.2.25.89憲力104。
- 21) 憲裁決1990.4.2.89憲力113；1990.6.25.90憲力11；1992.4.14.90憲バ23；1992.4.14.90憲マ82；1997.1.16.92憲バ6；1997.1.16.89憲マ240；1997.6.26.96憲力8；1998.7.16.96憲バ35；1998.8.27.97憲バ85。
ただし、2002年11月28日現在、反国家的犯罪を繰り返す者に対する最高法定刑を死刑と規定した国家保安法第13条については、比例の原則と明確性の原則に反ずるとして、国家保安法に対して初めて違憲決定を下した（憲裁決2002.11.28.2002憲力5）。
- 22) 憲裁決1992.6.26.90憲力23；1992.6.26.90憲バ26；1997.8.21.93憲バ51。
- 23) 憲裁決1996.10.4.93憲力13；1996.10.31.94憲力6；1997.8.21.93憲バ51；1998.2.27.96憲バ2。
- 24) 憲裁決1992.11.12.89憲マ88。
- 25) 拙著「仮想空間での性表現の自由と法的制限」『デジタル経済法制』韓国法制研究院、2002、pp. 19-23。

- 26) 同旨：大判2001.9.7.2001タ36801。
- 27) 憲裁決1998.4.30.95憲力16。
- 28) Miller v. California, 413 U. S. 15 (1973).
- 29) 大判1970.10.30.70ト1879。
- 30) 大判1975.12.9.74ト976。
- 31) 大判1995.6.16.94ト2413。
- 32) ソウル地方判1997.5.30 97コ単172。
- 33) 大判1997.12.26.97ヌ11287。
- 34) ソウル高法判1998.7.29. 97ク41274。
- 35) 大判1991.9.10.91ト1550。
- 36) このようなわいせつに関する論争は、演劇、映画などはもちろん、インターネットでもそのまま再演されており、常に社会問題となっている。
- 37) 朴容相「韓国での表現の自由」『言論と法』創刊号, 2002年秋号, 韓国言論法学会, p. 22。
- 38) 憲裁決1995.5.25憲マ105; 1995.7.21.92憲マ177; 1996.3.28.96憲マ9; 1998.5.28.97憲マ362; 1999.1.28. 98憲マ64; 1999.11.25.98憲マ141; 2001.8.30.2000憲マ121・202(併合)。
- 39) 同旨：朴容相, 脚注37の論文, pp. 11-23。
- 40) 同旨：成楽仁「インターネット時代の選挙運動」『Jurist』2002.10, pp. 16-22; 朴容相「選挙運動と表現の自由」『Jurist』2002.10, pp. 28-33; 張栄秀「選挙運動と言論の役割」『Jurist』2002.10, pp. 34-37。
- 41) しかし憲法裁判所は、世論調査とその結果の公表を制限する規定が合憲だという態度を堅持している。憲裁決1998.5.28.97憲マ362; 1995.7.21.憲マ177。
- 42) 憲裁決1992.6.26.90憲力23; 1993.5.13.91憲バ17。
- 43) 特に、韓国では財閥の放送参加を厳しく制限しており、日刊新聞や通信社またはその系列会社等の放送社所有も制限し、印刷媒体と放送媒体の経営自体を原則的に不可能にしている(放送法第8条)。
- 44) 拙著, 脚注5, pp. 37-40。
- 45) 拙著, 脚注5, pp. 205-206。
- 46) 民事執行法第300条第2項：仮処分は、争いのある権利関係に対して臨時の地位を定めるために行うことができる。この場合、仮処分は、特に継続する権利関係に及ぼす顕著な損害を避けたり急迫する危険を防ぐために、またはその他必要な理由がある場合にとられなければならない。
- 47) 憲裁決2001.8.30. 2000憲バ36。
- 48) 憲裁決1996.10.4.93憲力13; 1996.10.31.94憲力6; 1997.3.27.憲力1; 1998.12.24.96憲力23。
- 49) 憲裁決2001.8.30.2000憲力9。
- 50) 憲裁決1998.2.27.96憲バ2。
- 51) 「監聴」とは、電気通信に対して当事者の同意なく電子装置・機械装置等を使用し、通

信の音響・文言・符号・映像を聴取・共読し、その内容を知得または採録したり、電気通信の送受信を妨害することをいう（通信秘密保護法第2条の7）。

「監聴」には犯罪捜査のために検事が法院の監聴許可を受けて行う一般監聴（同法第5、6条）と国家安保のために認定される特別監聴（第7条：特別監聴は大統領が定める情報捜査機関の長が内国人である場合には、高等法院首席部長判事の許可を受けなければならない、外国人である場合には大統領の承認を受けて可能になる）、そして緊急時、事後48時間以内に法院の許可や大統領の承認を得なければならない緊急監聴（第8条：緊急監聴は一般監聴や特別監聴で定めた手続を踏むことができない事由があるときに、緊急処分によって行う監聴である。しかし監聴を執行した時点から48時間以内に必ず法院の許可や大統領の承認を得なければならない、承認を得られない場合には即刻監聴を中止しなければならない）がある。

- 52) 朝鮮日報2003.1.13. ; 2003.1.12. ; 2003.1.7. ; 2003.1.3. ; 2002.12.17. ; 2002.12.9. ; 2002.12.4.等。
- 53) 同旨：成樂仁「情報保護と人権」ソウル大学校法科大学とフライブルグ法科大学の共同シンポジウム資料集，2002.10.11. p. 91。
- 54) T. Jordan, 脚注7の書, pp. 345-347; M. Foucault, *Surveillance et Punir*, L. G. D. J., Paris, p. 201.
- 55) アメリカの場合，1968年に制定された総合犯罪及び街頭犯罪法（Omnibus Crime Control and Safe Street Act of 1968）で監聴制度を導入し，ドイツは1968年，イギリスは1985年に各々監聴法（Interception of Communication Act, Abhörsgesetz）を制定し，フランスは1991年に電気通信秘密法（Relative au secret des correspondance émises par la voie des télécommunications, Loi n° 9-646 du 10 juillet 1991）を制定した。しかし，各国で同法律をめぐる熱い違憲論争が引き起こされていることも周知の事実である。詳細については，成樂仁脚注53の論文，pp. 88-89参照。
- 56) 拙著，脚注2，pp. 345-347；Cass Sunstein, *Republic.com*, Princeton Uni. Press, Princeton, 2001.
- 57) 韓相義「情報化と憲法」学術セミナー「デジタル時代の憲法秩序」資料集，2002.11. p. 22。
- 58) 拙著，脚注2，pp. 372-375。
- 59) 具体的な方法論に関しては拙稿「仮想空間での表現の自由」サイバーコミュニケーション学会，2000年春，定期学術大会発表文参照。
- 60) 韓相義，脚注57の論文，p. 34。
- 61) 詳しい内容は，Jens Waltermann & Marcel Machill (eds), *Protecting Our Children on the Internet*, Bertelsmann Foundation Publishers, Gutersloh, 2000; Electronic Privacy Information Center, *Filters and Freedom*, Washington, EPIC, N. Y., 1999; Monroe E. Price (ed.), *The V-Chip Debate: Content Filtering from Television to the Internet*, Lawrence Erlbaum Associates Publishers, London, 1998 参照。
- 62) 拙稿「多媒体時代における子どもと青少年の保護のための立法および政策方案」『多媒体時代の子ども・青少年保護のための政策研究書』放送委員会，2002，pp. 235-238。

- 63) ハーバーマス(Habermas)はこのような現象を「生活世界の植民化」「国家の社会化」または「市民社会の再封建化(refeudalization)と表現する。J. ハーバーマス(林在鎮訳)『後期資本主義の正当性問題』鍾路書籍, 1983。
- 64) 水原地方法院城南支院 2002.7.9. 宣告2002カ合77判決(音盤複製等禁止仮処分)。
- 65) 詳細については, 拙稿「仮想空間での表現の自由と青少年保護」2002.10.11. 憲法裁判所憲法実務研究会発表資料参照。
(発 表 文 は , http://www.ccourt.go.kr/opencasee/common_know_read.asp. から参照可)
- 66) 第23条第1項: 全ての国民の財産権は保障される。
- 67) Yochai Benkler, "Constitutional Bouns of Database Protection: The Role of Judicial Review in the Creation and Definition of Private Rights in Information", 15 Berkeley Tech. L. J. 535 (2000).
- 68) 同旨: 李仁浩「デジタル時代の情報法秩序と情報基本権」デジタル時代の憲法秩序学術セミナー, 2002.11.
- 69) 拙稿「韓国言論の特徴と最近の言論関係 名誉毀損 訴訟分析」『言論と法』創刊号, 2002, p. 97.
- 70) 拙著, 脚注2, pp. 3-4.

本稿は, 2003年1月24日, 人文研プロジェクトB「中間団体研究会」と国地研プロジェクトB「東アジアの和解と平和研究会」との共催の研究会で報告されたものである。カギカッコ内は訳者の補足説明である。